

## おかざき福祉会介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人おかざき福祉会

所在地 愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1

（目的）

第2条 本研修は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を修得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を教授し、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（養成施設の名称・所在地）

第3条 養成施設の名称・所在地は次のとおりとする。

名 称 おかざき福祉会介護福祉士実務者研修通信課程

所在地 愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1

（休業日）

第4条 休業日は、日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）とする。

（修業年限、学級数、定員及び対象地域）

第5条 修業年限、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

修業年限	学級数	定員	対象地域
7月	1	10名	愛知県

（入学及び修了の時期）

第6条 本研修の入学時期は5月1日とし、修了時期は11月6日とする。

（受講対象者）

第7条 受講対象者は、介護に従事している者または介護に従事しようとする者で、介護福祉士の資格取得を志望する者とする。

(在籍期間)

第8条 在籍期間は7月間とする。ただし研修施設の長が認めた場合はこの限りではない。

(課程及び授業時間数)

第9条 本研修の教育は、通信制により行う。

2 本研修の課程及び授業時間（実時間）数は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 研修については、通信指導及び面接授業により行う。

2 面接授業は、かみごうの里ふれあい広場（愛知県豊田市上郷町市場48番地）において行う。

(通信指導)

第11条 受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、所定の期日までに指定された学習課題を提出し、評価を受けなければならない。

2 通信指導の方法については、インターネットを使用して課題を提出し採点と評価を受ける方法（eラーニング）と紙媒体の課題を提出し採点・添削されて返却される方法のいずれかのうち、受講生が選択した方法で行う。

3 学習課題において7割以上の正答により当該科目を履修したこととする。正答が7割に満たない場合は、7割以上になるまで課題を提出しなければ修了を認めない。

4 受講生は、所定の日時において所定の科目の内容について要点をまとめた講義を受けることができるとともに、直接講師に質問することができる。この受講については、受講生の任意とする。

(面接授業)

第12条 面接授業は、第9条第2項に定める授業科目及び時間数とする。

2 面接授業において、必要に応じて評価を行うこととし、評価基準に達しない場合は修了を認めない。

(他の研修の修了認定)

第13条 介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、

時間数が担保されているもの（厚生労働省地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了した者について、当該研修の修了証を確認し写しの提出を受けている場合には、科目単位で本研修にて履修したものとみなすことがある。

2 前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとする。

#### （教職員組織）

第14条 本研修には、研修施設の長1名の他、教務に関する主任者、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員、その他の教員、事務職員を必要数配置する。

#### （受講資格及び受講許可）

第15条 本研修を受講することができる者は、本研修受講申込期間中に定員数内に応募し、事業者から受講許可を得た者で、所定期日までに受講料を納付した者とする。

2 事業者は、申込書類の内容及び必要な場合は面接等の方法により受講申込者の適性を確認し、第2条に定める目的に適合し、第6条に定める受講対象者に該当する者について定員数内で受講を許可する。

#### （受講の取消し）

第16条 次の各号に該当する者は、事業者が受講を取消す場合がある。

- ① 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者（分割納付の場合を含む）
- ② 面接授業を無断欠席した者
- ③ 学習意欲が著しく低く、修了の見込みがない者
- ④ 学習の態度が著しく悪く、研修の妨げとなる行為がある者
- ⑤ その他、事業者が受講を取消すことが相当と判断する者

#### （退学）

第17条 受講生がやむを得ない事由により退学しようとするときは、事由と退学する旨を記載した書類を研修施設の長あてに提出しなければならない。

#### （休学、復学）

第18条 受講生がやむを得ない事由により休学しようとする場合は、事由と休学する旨を記載した書類を研修施設の長あてに提出し、研修施設の長の許可を得なければならない。

2 復学は、休学した翌年度の研修に限り復学できることとし、翌年度の研修受講申込期間中に復学を希望する旨を記載した書類を研修施設の長あてに提出し、研修施設の長の許可を得なければならない。

(補講)

第19条 面接授業において、やむを得ない事由により欠席した場合は、補講を受けることができる。

- 2 補講を受ける申出は、原則として事前に所定の書類を提出することにより行う。
- 3 補講料については、原則として1時間につき1,000円とする。
- 4 補講の方法については、原則として面接授業の録画の視聴とし、必要に応じて講師による直接指導を行うこととする。
- 5 補講を受講することにより、当該面接授業を出席したものとみなす。

(修了の認定)

第20条 本研修の修了の認定については次のとおりとする。

- ① 所定の課題を全て提出し、第9条第2項のとおり履修していること。
- ② 面接授業に全て出席していること。
- ③ 面接授業で行われた全ての評価において基準に達していること。

(修了証明書、履修証明書)

第21条 修了を認定された者に対し修了証明書を交付する。

- 2 研修の一部の科目を履修した者については、履修した科目についての履修証明書を交付する。

(受講料)

第22条 本研修の受講料は次のとおりとする。ただしテキスト代とeラーニングのID発行手数料は含まない。

- |              |          |
|--------------|----------|
| ①無資格者        | 140,400円 |
| ②初任者研修修了者    | 105,300円 |
| ③ヘルパー3級修了者   | 132,300円 |
| ④ヘルパー2級修了者   | 105,300円 |
| ⑤ヘルパー1級修了者   | 44,550円  |
| ⑥介護職員基礎研修修了者 | 32,400円  |

- 2 認知症実践者研修修了者は7,500円割引する。
- 3 喀痰吸引等研修修了者については17,500円割引する。
- 4 受講料の分割納付については、研修施設の長の許可を受けた者について3分割まで

認めるものとし、受講開始後3月以内に納付しなければならない。

(受講料の返還)

第23条 納入された受講料及びその他の費用は一切返還しない。

(個人情報の管理)

第24条 本研修の実施にあたり提供された個人情報については、法令上必要な場合を除き、研修の実施に必要な範囲においてのみ利用し、その他の目的のために提供及び利用することのないよう事業者において管理する。

(細則)

第25条 本学則の施行に必要な細則及び本学則に定めのない事項で必要と認められる事項については、事業者が定めるものとする。

(附則)

本学則は平成30年5月1日から施行する。

別表 1

科目	時間	形態	履修月	介護職員初任者研修	訪問介護員養成研修3級	訪問介護員養成研修2級	訪問介護員養成研修1級	介護職員基礎研修	その他研修による免除
人間の尊厳と自立	5	通信	5月	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	通信	5月	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30	通信	5月				免除	免除	
介護の基本Ⅰ	10	通信	5月	免除		免除	免除	免除	
介護の基本Ⅱ	20	通信	5月			免除	免除	免除	
コミュニケーション技術	20	通信	5月				免除	免除	
生活支援技術Ⅰ	20	通信	6月	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	通信	6月	免除		免除	免除	免除	
介護過程Ⅰ	20	通信	6月	免除		免除	免除	免除	
介護過程Ⅱ	25	通信	6月				免除	免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10	通信	7月				免除	免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20	通信	7月				免除	免除	
認知症の理解Ⅰ	10	通信	7月	免除			免除	免除	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	通信	7月				免除	免除	
障害の理解Ⅰ	10	通信	7月	免除			免除	免除	
障害の理解Ⅱ	20	通信	7月				免除	免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	通信	8月	免除		免除	免除	免除	
こころとからだのしくみⅡ	60	通信	8月				免除	免除	
医療的ケア	50	通信	9月						喀痰吸引等研修
介護過程Ⅲ	45	面接	7～8月					免除	
医療的ケア演習	70	面接	10～11月						喀痰吸引等研修
合計	520			390	490	390	165	120	

※ 学則第11条第4項の講義及び質問受付については、原則として開講期間中の各月第4週の水曜日午前10時～12時とする。